

2－2 分収造林

		単位(面積:ha)															
年 森 林 管 理 署	次 署	総 数		設定区部分林		旧償部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
		契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平 成 17 年 3 月 31 日		666	3,031	－	－	－	－	71	289	147	471	15	236	23	101	410	1,934
平 成 18 年 3 月 31 日		670	3,051	－	－	－	－	72	299	150	476	15	236	23	101	410	1,939
平 成 19 年 3 月 31 日		669	3,044	－	－	－	－	72	299	150	476	15	236	23	101	409	1,932
平 成 20 年 3 月 31 日		667	3,004	－	－	－	－	71	289	150	476	15	236	23	101	408	1,902
平 成 21 年 3 月 31 日		667	3,007	－	－	－	－	71	289	150	476	15	236	23	101	408	1,905
石川		1	2													1	2
福井		13	33					1	5	2	13					10	15
三重		32	83					1	5	8	19	1	8			22	52
滋賀		16	30							3	4					13	26
兵庫		78	261					15	54	13	31					50	175
和歌山		113	768					2	12	19	87	1	18			91	651
鳥取		39	266							3	8	5	49			31	208
島根		54	249							16	51	2	48	6	27	30	123
岡山		71	218					9	54	19	59			7	31	36	73
広島北部		61	424					15	54	9	51	5	94	10	43	22	183
広島		93	210					23	90	31	40	1	19			38	61
(京都大阪)		19	37					3	6	3	9					13	23
(奈良)		68	408					2	10	20	94					46	303
(山口)		9	19							4	9					5	10

- 1 本表は、分収造林台帳より作成した。
- 2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)
- 3 旧償部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)